

【法令名称】「中華人民共和国契約法」を適用する若干事項についての解釈(二)

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈[2009]5号

【発布日】2009-4-24

【施行日】2009-5-13

【時限性】現行有効

【効力等級】司法解釈

【全文】

## 「中華人民共和国契約法」を適用する若干事項についての最高人民法院の解釈(二)

(法釈[2009]5号、2009年2月9日最高人民法院審判委員会第1462回会議にて採択)

### 中華人民共和国最高人民法院公告

「中華人民共和国契約法を適用する若干事項についての最高人民法院の解釈(二)」は、2009年2月9日に最高人民法院審判委員会第1462回会議にて採択され、ここに公布し、2009年5月13日より施行する。

二〇〇九年四月二十四日

## 「中華人民共和国契約法」を適用する若干事項についての最高人民法院の解釈(二)

契約紛争事案を正確に審理するため、「中華人民共和国契約法」の規定に基づき、人民法院が契約法を適用する関連事項について、以下の通り解釈を行う。

### 一、契約の締結

**第一条** 当事者は、契約が成立したか否かについて紛争が生じた際、人民法院は当事者の名称又は氏名、目的物及び数量を確定できる場合、通常、契約が成立したと認定するものとする。

1/6

但し、法律に別途規定があり、または当事者に別途約定がある場合を除く。

契約に前項の規定を除くその他の内容が欠けており、当事者が協議の上合意できない場合、人民法院は契約法第六十一条、第六十二条、第一百二十五条等の関連規定により確定する。

**第二条** 当事者が書面又は口頭にて契約を締結していないが、双方の民事行為により、双方に契約を締結する意志があると推定できる場合、人民法院は契約法第十条第一項の「その他の形式」で契約を締結したと認定できる。但し、法律に別途規定がある場合を除く。

**第三条** 懸賞者が一定の行為を完成した人に報酬を支払うことを公開で声明し、特定の行為を完成した人が懸賞者に対し、報酬の支払いを請求した場合、人民法院は法によりこれを支持する。但し、懸賞が契約法第五十二条に定める状況に該当する場合を除く。

**第四条** 書面にて契約を締結し、契約に約定する締結地と実際の署名又は押印場所が合致しない場合、人民法院は約定の締結地を契約締結地と認定するものとし、契約に締結地を約定しておらず、両当事者による署名又は押印が同一の場所で行われなかった場合、人民法院は最後の署名又は押印の場所を契約締結地と認定する。

**第五条** 当事者は契約書の形式にて契約を締結する場合、署名又は押印を行わなければならない。当事者が契約書に捺印を押した場合、人民法院はそれが署名又は押印と同等の法的効力を有すると認定する。

**第六条** フォーム約款提供側はフォーム約款の中で自らの責任を免除又は軽減する条項について、契約を締結する際に相手方の注意を喚起する文字・記号・字体等の特別な標識を採用し、且つ、相手方の請求に従い、当該フォーム約款について説明を行った場合、契約法第三十九条にいう「合理的な方式の採用」に合致することを人民法院は認定しなければならない。

フォーム約款提供側は、合理的な注意及び説明の義務を履行したことについて立証責任を負う。

**第七条** 次の状況が法律、行政法規の強行規定に違反しない場合、人民法院はそれを契約法にいう「取引習慣」と認定することができる。

(一)取引行為の当地又はある分野、ある業種において、通常、採用し尚且つ取引の相手方当事者と契約を締結する際に知得し、又は知得すべきやり方

(二)両当事者が常に使用する習慣的やり方

取引習慣については、主張を行う当事者が立証責任を負う。

**第八条** 法律、行政法規の規定に照らし、許可又は登記を経た後でなければ効力をもたない契約が成立した後は、許可又は登記を申請する等の手続を行う義務のある当事者は、法律の規定又は契約の約定に基づき許可又は登記の申請を行わなかった場合、契約法第四十二条第(三)項に定める「その他信義誠実の原則に違背する行為」に該当する。人民法院は事案の具体的な状況及び相手方の請求に基づき、相手方が自らかかる手続を行うと判決することができ、当該当事者はこれによって発生した費用及び相手方にもたらした実際の損失につき、損害賠償責任を負うものとする。

## 二、契約の効力

**第九条** フォーム約款を提供する当事者が契約法第三十九条第一項に定める注意及び説明義務に関する規定に違反したことにより、相手方がその責任を免除又は軽減する条項に注意しておらず、相手方当事者がそのフォーム約款の取り消しを申請する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

**第十条** フォーム約款を提供する当事者が契約法第三十九条第一項の規定に違反し、且つ契約法第四十条に定める状況の一つに該当する場合、人民法院はそのフォーム約款が無効であると認定しなければならない。

**第十一条** 契約法第四十七条、第四十八条の規定に基づき、追認の意思表示は相手方に到達した時点から発効し、契約は締結した時点から発効する。

**第十二条** 無権代理人が被代理人の名義をもって契約を締結し、被代理人が既に契約義務の履行を始めた場合、契約に対する追認と見なされる。

**第十三条** 被代理人は契約法第四十九条の規定に基づき、有効代理行為による責任を負った後、無権代理人に代理行為による損失を求償できる。

**第十四条** 契約法第五十二条第(五)項に定める「強行規定」とは、効力的強行規定を指す。

**第十五条** 売主が同一目的物について複数の売買契約を締結したが、いずれも契約法第五十二条に定める無効状況に該当せず、買主が契約の約定に従い目的物の所有権を取得できないことにより、売主に違約責任の追及を請求する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

## 三、契約の履行

**第十六条** 人民法院は事案の具体的な状況に基づき、契約法第六十四条、第六十五条に定

める第三者を独立請求権を持たない第三者にさせることができるが、職権に基づき当該契約訴訟事案の被告又は独立請求権を持つ第三者にさせてはならない。

**第十七条** 債権者が国外の当事者を被告として代位権訴訟を提起した場合、人民法院は「中華人民共和國民事訴訟法」第二百四十一条の規定に基づき、管轄を確定する。

**第十八条** 債務者が期限の到来していない債権或いは債権の担保を放棄し、又は期限の到来した債権の履行期間を悪意に延長し、債権者に損害をもたらし、債権者が契約法第七十四条の規定に基づき、取消権訴訟を提起した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

**第十九条** 契約法第七十四条に定める「明らかに合理性に欠ける安値」について、人民法院が取引当地の一般的な事業者の判断をもって、尚且つ取引当時の取引地の物価部門の指導価格又は市場取引価格を参考にし、その他のかかる要素とあわせ、総合的に確認を行うものとする。

譲渡価格が取引時の取引地の指導価格又は市場取引価格の 70%に達しない場合、通常、明らかに合理性に欠ける安値であると見なすことができる。譲渡価格が当地の指導価格又は市場取引価格よりも 30%高い場合、通常、明らかに合理性に欠ける高値であると見なすことができる。

債務者が明らかに合理性に欠ける高値で他人の財産を買収した場合、人民法院は債権者の申請により、契約法第七十四条の規定に照らして、取消すことができる。

**第二十条** 債務者の給付が同一債権者による複数の同種類債務の全額を弁済するに足りない場合、期限の到来した債務に優先的に充当しなければならない。複数の債務期限が一緒に到来した場合、債権者による担保が設定されていない又は担保金額が最小の債務に優先的に充当する。担保金額が同じである場合、債務負担が比較的重い債務に優先的に充当する。負担が同じである場合、債務期限の到来した順位に基づき充当を行う。期限の到来した順位が同じである場合、比率に基づき充当を行う。但し、債権者と債務者は弁済する債務又は弁済充当順位について約定がある場合を除く。

**第二十一条** 債務者は主債務のほか、利息と費用も支払わなければならない、その給付が債務の全額を弁済するに足りず、尚且つ当事者間に約定がない場合、人民法院は次の順位に基づき充当を行うものとする。

(一) 債権を実現させるための関係費用

(二) 利息

### (三)主債務

#### 四、契約上の権利義務の消滅

**第二十二條** 当事者が契約法第九十二條に定める義務に違反し、相手方当事者に損失をもたらし、相手方当事者が実際の損失の賠償を請求する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

**第二十三條** 契約法第九十九條の規定に基づき、相殺できる期限の到来した債権について、当事者が相殺できないと約定した場合、人民法院はその約定を有効であると認定することができる。

**第二十四條** 当事者は契約法第九十六條、第九十九條に定める契約解除又は債務相殺に対して異議があるにもかかわらず、約定された異議期間が満了した後に異議を唱え、且つ人民法院に提訴した場合、人民法院はこれを支持しない。当事者は異議期間を約定せず、契約解除又は債務相殺通知の到達日から三ヶ月後に、人民法院に提訴した場合、人民法院はこれを支持しない。

**第二十五條** 契約法第一百一十條の規定に基づき、債務者が契約目的物又は目的物を競売若しくは売却により取得した代金を供託部門に引き渡した場合、人民法院はその供託が成立したと認定しなければならない。

供託が成立した場合、債務者がその供託範囲内で債務を履行したと見なされる。

**第二十六條** 契約の成立後に当事者が契約締結時に予見できず、不可抗力にもよらず商業リスクにも該当しないという客観的事情に重大な変化が生じ、契約の履行を継続させることが当事者にとって明らかに不公平で又は契約の目的を実現できず、当事者が人民法院に契約の変更又は解除を申し入れた場合、人民法院は公平の原則に基づき、尚且つ事案の実際の状況を勘案し、変更し又は解除するかどうかを確定する。

#### 五、違約責任

**第二十七條** 当事者は反訴或いは抗弁を通して、人民法院が契約法第一百一十四條第二項の規定に基づき、違約金を調整するよう請求した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

**第二十八條** 当事者は契約法第一百一十四條第二項の規定に基づき、人民法院に違約金の増額を請求した場合、増額後の違約金額は実際の損失額を上回らないものとする。違約金の増

額後、当事者が改めて相手方に損失の賠償を請求した場合、人民法院はこれを支持しない。

**第二十九条** 当事者は、約定された違約金が高すぎるため適切な減額を主張する場合、人民法院は実際の損失をもとに、契約の履行状況、当事者の過誤の度合い及び逸失利益等の総合的な要素を勘案し、公平の原則と信義誠実の原則に基づき比較し、裁決を下すものとする。

当事者の約定した違約金もたらされた損失より 30% 超えた場合、通常、契約法第一百一十四条第二項に定める「もたらされた損失よりも高すぎる」と認定することができる。

## 六、附則

**第三十条** 契約法の施行後に成立した契約で、紛争が発生し、且つ本解釈の施行後にまだ終審となっていない場合、本解釈を適用する。本解釈の施行前にすでに終審となっており、当事者が再審を申し立て、又は審判監督手続きにより再審が決められた場合、本解釈を適用しない。